水田農業確立対策

転作目標面積二四二・二haを一律配分
目標達成にご協力を

水田農業確立対策の平成元年度転作等目標面積及び米の事前売渡申込限度数量の配分並びに、米需給均衡化緊急対策の配分が、さる十二月二十三日県から内示されました。

それによると、転作目標面積は、前年度より〇・七㌶減の二一九・四㌶（うち他用途利用米面積三八・四㌶）、米需給均衡化緊急対策分の転作面積は、前年度と同じ二二・八㌶で、合わせて二四二・二㌶となりました。

これら対応について、一月十日に村水田農業確立対策推進本部（村・農協・農委・土改）会議が開催され、検討が重ねられた基本方針が更に一月十二日の地区推進協議会で決定されました。それによりますと今年度の転作目標面積配分については、前年度同様に緊急対策分も合わせた割当目標面積二四二・二㌶を各農家に一律配分し、六十三年度までの個人の積み残し分が未達成農家に上積み配分されることになりました。

また、他用途利用米の面積も、前年度同様に地区協議会単位に配分し、地区協議会内で調整した上で、対策推進協議会で地区間の調整を図っていくことになっています。

一方、米の事前売渡申込限度数量は、六〇俵換算で六五、八六〇俵（前年度六六、五七八俵）で、各農家へは、水田面積から転作割当目標面積と飯米面積が除かれた面積に対して一律に仮配分が行われ、耕作者に配分されます。ただし、地主配分にする人は、限度数量配分調整申出書によって処理されます。

また、正式配分では、予備予約と転作実施面積により再調整が行われます。

なお、転作目標面積及び米の事前売渡限度数量は、二月二十日頃までに各農家に仮配分が行われ、目標達成に向けての協力要請がされることになっています。

63年度の転作実施状況
一〇一・〇%の達成率

昭和六十三年度の転作実績がまとまりました。

転作実施面積は、目標面積二四三・一㌶に対して、二四五・四㌶が実施され、達成率は一〇一・〇%となりました。

厳しい状況下、前年度に引き続き地域ぐるみのとりくみで団地化などが積極的にとりくまれ、目標面積を達成することができました。

また、他用途利用米は、目標面積四九・七㌶を一〇〇%達成することができました。

村職員を募集
申込み受付は二月十七日まで

村では、次のとおり職員を募集しますから希望者はご応募ください。

一、職種及び人員
○看護婦　一名
新規事業のデイ・サービスの外、保健福祉業務
○用務員
学校用務員　一名

二、受験資格
昭和二十四年四月二日以降に生まれた人で、看護婦は準看護婦免許以上の資格を有している人。用務員は中学校を卒業した人。

三、受付期間
平成元年二月十七日㈮まで（午後五時必着）

四、受験申込み及び添付書類
受験申込書（役場に準備）、履歴書、健康診断書、成績証明書、資格証明書の写（看護婦）

五、採用試験
・日時　平成元年二月十九日㈰
・試験場　横越村役場（多目的ホール）
・試験科目　作文・面接
・携行品　筆記用具・昼食

六、採用予定年月日
平成元年四月一日
※くわしくは、総務課人事係へ。

デイ・サービスセンターパート募集

業務内容
・調理・清掃　一名

時間
・概ね午前九時～午後四時
※昭和十四年四月二日以降生れの人で、保健福祉業務に熱意のある人。

NTTからお願い

亀田局では、お客様の電話をより便利にお使いいただくため、三八一・三八二局の電話交換機の取替工事を行います。

二月二十八日、早朝午前一時から十分間程、お客様の電話（発信、着信とも）がご利用できなくなります。

この時間帯をさけて、利用いただきますようご協力をお願いいたします。

（二本木地区が該当します）

NTT　亀田電報電話局
☎一一六

建設工事入札結果

1.工事名	村道901号線道路改良工事	第53-2号道路第2次工事
2.工事場所	藤山地内	沢海地内
3.入札月日	昭和63年12月23日	昭和63年12月23日
4.入札業者	9業者	6業者
5.落札額	610万円	890万円
6.落札者	大橋組	大橋組
7.工期	S63.12.23～H1.3.22	S63.12.23～H1.3.22

国民健康保険

"保険税"は幸せ守る安心料

長い人生を通して、医療をうけなくてもすむ人、というのは稀かと思います。国保の制度は、加入者が病気やケガをした場合に経済的に援助しあう、相互扶助を目的とした制度です。

不幸にして病弱な人や大ケガをしたことのある人にとっては、この制度がいかに大切なものかが納得いただけますが、めったに病気などしない健康な人にとっては、目先の給付がないので、保険税を納めつづけていることに割りきれない感じを抱く人もなかにはあるかと思います。

しかし、健康であるということは何にも増して幸せなことであり、誰もが願っていることでもあるわけですから、たとえ給付がなくとも喜ぶべきことではないでしょうか。

また、万一の場合でも、そのために生活が立ちゆかなくなるという心配もなく毎日を過ごしていけるわけです。そういう安心を与えてくれるのも国保の制度です。

その意味では、保険税は幸せの保証料であり安心料ともいえるでしょう。

保険証を大切に

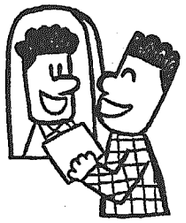

国保の保険証（国民健康保険被保険者証）は、国保の被保険者であるという証明書です。国保でお医者さんにかかるときは必ず保険証を提出しなければなりません。大切に保管しましょう。

保険証の正しい使いかた
- ○記入事項に間違いがないか確かめましょう。
- ○勝手に訂正しないように。無効になります。
- ○いつでも使えるように必ず手元に保管しましょう。
- ○他人に貸したり借りたりできません。
- ○継続的に診療を受けている場合は、毎月1度は窓口に保険証の提示が必要です。

高額療養費
―医療費の負担が軽くなります―

被保険者が同一月内に同一の医療機関で治療を受け、自己負担額が次のような金額を超えたときには、高額療養費受領委任払制度を利用しなかった場合その差額について高額療養費の支給が受けられます。

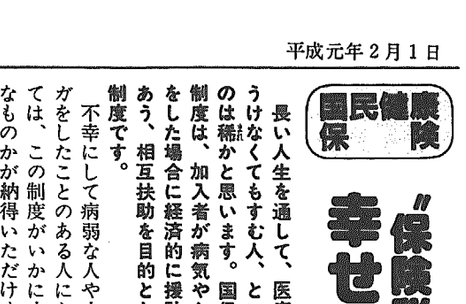

1	被保険者の自己負担額が5万4,000円（住民税非課税世帯3万円）を超えた場合の差額。
2	同一世帯内に自己負担額が3万円（住民税非課税世帯2万1,000円）以上の人が複数いた場合、その合算額が5万4,000円（住民税非課税世帯3万円）を超えた場合の差額。
3	1年以内に高額療養費の支給を4回以上受けた場合、4回以降から3万円（住民税非課税世帯2万1,000円）を超えた場合の差額。
4	特定の病気で厚生大臣が指定したものについては1万円を超えた場合の差額。（特定疾病療養受療証が必要）

高額療養費受領委任払制度のご利用を

自己負担額が五万四、〇〇〇円（村民税非課税の場合三万円）を超えた場合、被保険者が窓口に五万四、〇〇〇円もしくは三万円を支払い、超えた額については被保険者が医療機関に受領を委任する制度です。後日委任された医療機関から村へ請求がきます。

手続きは、まず医療機関の窓口に申し出てください。同意を得たうえで高額療養費支給申請書と受領委任払承認申請書を直接医療機関へ提出してください。

なお、村が高額療養費の受領委任払協定締結療養取扱機関は左の一覧表のとおりですのでご利用ください。

高額療養費受領委任払制度を利用しなかった場合の手続き

高額療養費に該当する方は「医療機関の領収書と印鑑」を持参して住民課で申請してください。

高額療養費受領委任払制度協定締結療養取扱機関一覧表

名称	所在市町村
医療法人愛仁会　亀田第一病院	亀田町
新潟市民病院	新潟市
医療法人仁愛会　新潟中央病院	新潟市
医療法人慎仁会　新潟南病院	新潟市
新潟信愛病院	新潟市
医療法人恵松会　河渡病院	新潟市
医療法人敬愛会　末広橋病院	新潟市
新潟県立ガンセンター　新潟病院	新潟市
新潟医療生活協同組合　木戸病院	新潟市
田代消化器科病院	新潟市
医療法人　桑名病院	新潟市
椿田病院	新潟市
弁天橋病院	新潟市
松浜病院	新潟市
国立療養所　西新潟病院	新潟市
医療法人社団　村井整形外科医院	新潟市
医療法人社団　博医会　新潟こばり病院	新潟市
新津信愛病院	新津市
医療法人　新潟勤労者医療協会　下越病院	新津市
吉村医院	新津市
総合病院　国民健康保険　水原郷病院	水原町